

単位と卒業要件及び取得可能学位（短大）

1. 単位の計算方法

授業科目には単位数が定められています。

単位とは、科目を修得するために必要な学修量（時間）を数値で表したものです。1単位は、履修登録を行い、大学における15時間の講義に加えて30時間の予習・復習からなる自主学習が伴った45時間の学修を行った上で、さらに当該授業科目の行うべき**授業回数の7割以上出席（端数切上げ※）**し、試験その他の方法により成績評価が合格と判定されることで得られるものです。

※端数切上げとは、授業回数の7割を計算した値の小数点以下を切上げるということ。

＜例＞**授業回数15回の場合**：15回 × 0.7 = 10.5 ≒ 11回の出席が必要

授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としています。ただし、単位を計算する上での1時間は45分とし、授業時間割上の1時限は2時間（90分）としています。

授業科目の講義、演習、実験、実習及び実技の単位の基準及び単位の数え方は次のとおりです。

授業種別	単位の基準	備考
講義・演習	授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。	授業科目の内容に応じ、教育効果を考慮して、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
実験、実習及び実技		必要がある場合には、授業科目の内容及び授業の方法に応じ、教育効果を考慮して、45時間の授業をもって1単位とすることができる。
講義、演習、実験、実習及び実技のうち2以上の方法により行う場合	その組み合わせに応じ、学則に規定する基準により算定した時間の授業をもって1単位とする。	
学外実習等	学修とその成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、規定に関わらず、時間を定めることができる。	

〔授業時間と単位〕

本学では、1時限90分の授業が年30週（前期15週、後期15週）行われます。単位数は、90分（1時限）の授業時間を2時間相当の学修時間とみなし、事前・事後学習もあわせた時間で設定されています。

2単位の講義・演習科目		
事前学習 2時間	週1回授業 2時間	事後学習 2時間
授業1：自主学習2		

$$\dots\dots 6 \text{ (時間/週)} \times 15 \text{ (週間)} = 2 \text{ 単位}$$

1 単位の実験・実習及び実技科目	
週 1 回授業 2 時間	事前・事後学習 1 時間
授業 2 : 自主学习 1	

..... 3 (時間/週) × 15 (週間) = 45 時間 = 1 単位

※連続講義科目については、上記の考え方を倍にして考えてください。

〔単位の認定〕

履修登録を行い、その授業科目を履修し、当該授業科目の行うべき授業回数の7割以上出席し、試験等その他の方法により成績評価が合格と判定されることにより、単位が与えられます。

ただし、その授業科目が開講されている期間の学期末まで在学している必要があります。

2. 卒業要件

本学に2年以上（長期履修学生は3年以上）在学し、学科が定める教育課程により学修し、科目区分ごとに定められた必要単位数を含め62単位以上を修得しなければなりません。

科目区分ごとに定められる必要単位数は入学年度ごとに定められています。

入学年度ごとの必要単位数は年度ごとの学則（教育課程）を確認してください。

休学の期間は在籍していても在学期間には含めません。

卒業判定は、第4セメスター生（長期履修学生は第6セメスター）に対して行われます。

〔卒業に必要な最低修得単位数〕

卒業するためには、2年以上（長期履修学生は3年以上）在学し、次の科目区分に従って、62単位以上修得しなければなりません。

	必修・選択別	最低修得単位数	
教養教育科目	必修・選択 ※1	11単位以上	62単位以上
専門教育科目	必修・選択 ※2	28単位以上	
自由科目	※3		

※1 「基礎ゼミナール」（1単位）を含まなければなりません。

※2 「保育ゼミナールⅠ」（1単位）・「保育ゼミナールⅡ」（1単位）を含まなければなりません。

・単位互換協定に基づき、ネットワーク大学コンソーシアム岐阜において単位を修得した場合、その単位は教養教育科目の単位として認定されます。

※3 自由科目は上限10単位を卒業単位に算入することができます。

3. 卒業時期

卒業の時期は、後期末（3月）又は前期末（9月）です。

後期末（3月）：後期終了時において卒業要件を満たした場合、卒業を認定します。

前期末（9月）：前期終了時において卒業要件を満たした場合、卒業を認定します。

4. 卒業の認定

[3月卒業]

卒業要件を満たした学生は卒業が認められ、**卒業証書・学位記**が授与されます。卒業の認定を受けた学生には、**短期大学士の学位**が授与されます。

- (1) 卒業の認定は、3月上旬までに学長が行います。
- (2) 卒業者の発表は、3月上旬です。
- (3) 卒業が認定された学生には、保証人宛に卒業式の案内をお送りします。
- (4) 卒業が認められなかった学生には、保証人宛に卒業判定結果通知を送付します。（休学中の学生には通知しません。）
- (5) 卒業の認定結果に関する電話での問合せには、一切お答えしていません。

[卒業不認定になったら]

卒業不認定の通知が届いたら、今後の履修方法について至急クラス担任に相談してください。卒業不認定後の特別な手続きはありません。

[9月卒業]

前年度卒業不認定になった学生が、前期で卒業要件を満たすことができれば9月卒業が認定されます。

- (1) 9月卒業を希望する学生は、前期で卒業要件を満たすように、履修に注意してください。
- (2) 9月卒業の可否については、学生本人が前期に履修した科目の成績を確認し、卒業要件を満たしているかを再度点検してください。
- (3) 卒業要件を満たしていることを確認できたら、教務課に申し出てください。卒業式等の詳細をお知らせします。
- (4) 所定の手続きを経て、正式に卒業の認定及び卒業式の案内を学生宛に文書で通知します。

5. 学 位

所定の期間在学し、卒業に必要な単位を修得した学生は卒業が認定され、次の学位が与えられます。

学 科	学位(専攻分野)
幼児教育学科	短期大学士 (教育学)

6. 卒業の延期

卒業要件を満たす者が、引き続き在学することを希望し、卒業の延期を願い出た場合は、原則として1年間の延期を認めます。ただし、当該学期までの授業料等の納付金を完納しており、かつ引き続き在学することにより、在学期間が学則の規定する年数を超えないこととします。なお、卒業延期期間中の休学は認めません。